

永田浜ウミガメ保全協議会規約

(目的)

第1条 北太平洋最大のアカウミガメ産卵地であり、屋久島国立公園の重要な地域としてラムサール条約湿地に登録されている永田浜において、ウミガメの保護及びその産卵・ふ化環境の保全と、当該地域の適正な利用のあり方を検討することを目的とし、永田浜ウミガメ保全協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について、必要な検討を行う。

- (1) 永田浜ウミガメ観察ルールの作成及び変更
- (2) 永田浜におけるウミガメの保護及びその産卵・ふ化環境の保全に関する事項
- (3) 地域自然資産法に基づく地域計画の策定または検討、及び地域計画の実施に関する事項
- (4) その他目的達成のために必要な事項

(構成)

第3条 協議会は、別表1に掲げる関係機関及び団体により構成する。

- 2 協議会は、別表2に掲げるアドバイザーまたは召集が必要であると協議会において承認された専門家等を会議に召集し、意見を求めることができる。

(役員)

第4条 協議会には会長1名を置き、別表1に掲げる協議会構成機関及び団体の互選によりこれを定める。会長の任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 会長は任務を総理する。

(運営)

第5条 協議会は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 協議会の議長は、会長がこれにあたる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、屋久島町が務める。

(その他)

第7条 協議会は、永田浜の適正な利用を図り、ウミガメの産卵・ふ化環境を保全するため、屋久島町エコツーリズム推進協議会との連携・協力を図る。

第8条 この規約に定めのない事項で協議会の運営に必要なものについては、別に定める。

附 則

- この規約は、平成21年12月9日から施行する。
- この規約は、平成25年2月25日から施行する。
- この規約は、平成28年3月31日から施行する。
- この規約は、平成30年12月11日から施行する。
- この規約は、平成31年4月1日から施行する。

別表1 協議会構成機関及び団体

永田ウミガメ連絡協議会	永田区
公益財団法人屋久島環境文化財団	屋久島観光協会
屋久島町	鹿児島県屋久島事務所
鹿児島県自然保護課	環境省屋久島自然保護官事務所

別表2 アドバイザー

松本毅 (NPO 法人日本エコツーリズム協会 理事)	亀崎直樹 (岡山理科大学教授など)
----------------------------------	----------------------